

請求者（債権者）各位

請求書兼領収書の押印省略について

日頃から市政の推進にご協力をいただき、ありがとうございます。

請求者（債権者）の方々の負担を軽減するために、令和4年11月4日提出分から、請求書兼領収書への押印を見直すこととしました。

電話連絡や運転免許書等の提示等、請求者（債権者）本人からの提出であることを確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

なお、これまでどおり請求書兼領収書に押印の上、提出いただくことも可能です。

※お問い合わせいただく前に、別紙の Q&A をご参照ください。

問い合わせ先
上下水道局経営企画課
経理第一係
093-582-3137